

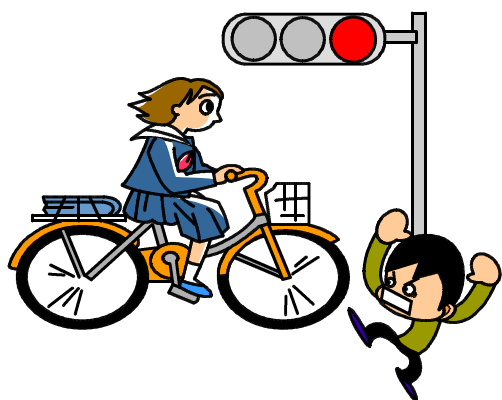


北のひろめ～る

令和 7年 6月 25日
釧路方面広尾警察署
交通係
電話: 01558-2-0110
第 35 号

自転車違反講座②

今回は主な取締りの対象行為についてです。
対象となる違反行為は全部で113種類ですが、その中でも悪質性・危険性が高く、身近な違反について説明します。



①信号無視



対面する信号機信号に必ず従いましょう。
赤信号無視絶対ダメ!!



②一時不停止

この標識があったら一旦停止、左右の安全を確認してから進行しましょう。

停まらずに進行すると違反です。



③車道右側通行(逆走)



この標識がある場合、歩道を通行できますが、この標識がないところは車道を通行しなければなりません。

(13歳未満の児童、70歳以上の高齢者等を除く)

車道を通行する場合は逆走してはいけません。
逆走すると違反になります。
必ず車両と同一方向に進行しましょう。

